

白楊ヶ丘同窓会札幌支部会則

(名 称)

第1条 本会は白楊ヶ丘同窓会札幌支部と称する。

(組 織)

第2条 本会は札幌市並び近郊に在住又は在勤する白楊ヶ丘同窓会員および本会に入会を希望する他支部に属さない白楊ヶ丘同窓会員をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦
- 2 母校への協力援助
- 3 同窓会本部との連携
- 4 名簿の発行
- 5 その他必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は2年とし、再任は妨げない。

支 部 長	1名
副 支 部 長	若干名
幹 事 長	1名
常 任 幹 事	若干名
幹 事	若干名
監 査	2名

第6条 役員職務はつぎのとおりとする。

支 部 長	本会を総括する。
副 支 部 長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代理する。
幹 事 長	会務をつかさどる。
常 任 幹 事	庶務、会計及び名簿の編集発行の事務をつかさどる。
幹 事	各期と本会の連絡を密にし、同期に関する事務をつかさどる。
監 査	会計を監査する。

第7条 役員は総会で選出する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は支部長が委嘱する。

(会 議)

第9条 本会は毎年総会を開き、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

- 2 役員会は必要に応じて開き、支部長が招集する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

- 2 会費の額は役員会で定めるものとする。

(改 正)

第11条 この会則の改正は総会において行う。

附 則

- 1 この会則は昭和56年3月7日から施行する。
- 2 この会則の改正（第2条、第5条、第10条）は平成2年6月16日から施行する。